

「新型コロナウイルス感染症による小学校等対応助成金・支援金」についてお知らせ

厚生労働省から標記の助成金・支援金について、令和2年6月30日までの対象期間を令和2年9月30日まで延長し、受付期間も令和2年12月28日までとするとともに、上限額等の引上げを行うこととした旨連絡がありましたのでお知らせします。

なお、この件については、学校へお問い合わせいただいてもお答えできませんので、下記厚生労働省ホームページをご確認いただくとともに、「学校等休業助成金・支援金、雇用助成金コールセンター」へ直接お問い合わせください。

●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得された事業主への助成金

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

●新型コロナウイルス感染症による小学校等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

●学校等休業助成金・支援金、雇用助成金コールセンター

0120-60-3999（受付時間：9：00～21：00）※土日・祝日含む